

船員法

第一条 この法律において「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

第六条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一条から第十一条まで、第一百六条第二項、第一百七条から第一百九条まで及び第二百一条の規定は、船員の労働関係についても適用があるものとする。

第九十七条 常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、次の事項について就業規則を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 一 給料その他の報酬
- 二 労働時間
- 三 休日及び休暇
- 四 定員

労働基準法

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第八十九条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

- 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項
- 二 賃金（臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 三 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
 - 三の二 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 四 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- 六 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 九 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

第一百六条 第一条から第十一条まで、次項、第一百七条から第一百九条まで及び第二百一条の規定を除き、この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第一項に規定する船員については、適用しない。

海事代理士法

第一条 海事代理士は、他人の委託により、別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基づく申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関し書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の作成をすることを業とする。

第十七条 海事代理士でない者は、他人の委託により、業として第一条に規定する行為を行つてはならない。但し、他の法令に別段の定がある場合は、この限りでない。

別表第二（第一条関係）

- 一 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）
- 二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
- 三 船員法（昭和二十二年法律第百号）
- 四 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）
- 五 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）
- 六 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）
- 七 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）
- 八 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）
- 九 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）
- 十 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）
- 十一 造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）
- 十二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）
- 十三 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（国際港湾施設に係る部分を除く。）
- 十四 領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）
- 十五 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（有害物質一覧表及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会に係る部分に限る。）
- 十六 前各号に掲げる法律に基づく命令

社会保険労務士法

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。

第二十七条 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

別表第一（第二条関係）

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）
- 二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）
- 三 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）
- 四 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）
- 五 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）
- 六 削除
- 七 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
- 八 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第一百五十八号。第十条の二の規定に限る。）
- 九 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）
- 十 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）
- 十一 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）
- 十二 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）
- 十三 障害者の雇用の促進等に関する法律
- 十四 削除
- 十五 激甚じん 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。第二十五条の規定に限る。）
- 十六 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百

八号）

- 十七 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）
- 十八 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百二十二号）
- 十九 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）
- 二十 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- 二十の二 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）
- 二十の三 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
- 二十の四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）
- 二十の五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。第七十八条の規定に限る。）
- 二十の六 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）
- 二十の七 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）
- 二十の八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）
- 二十の九 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
- 二十の十 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号。第十六条（第十八条の規定により読み替える場合を含む。）及び第二十条の規定に限る。）
- 二十の十一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派

遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

二十の十二 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

二十の十三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

二十の十四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

二十の十五 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）

二十の十六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

二十の十七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

二十の十八 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号。第十三条の規定に限る。）

二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

二十の二十 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

二十の二十一 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。第三十八条及び第五十九条の規定に限る。）

二十の二十二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）

二十の二十三 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）

二十の二十四 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号。第十六条第一項及び第二十一条第二項

の規定に限る。）

二十の二十五 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第三百三十七号）

二十の二十六 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

二十一 健康保険法

二十二 船員保険法

二十三 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）

二十四 厚生年金保険法

二十五 国民健康保険法

二十六 国民年金法

二十七 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号。第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに附則第五条の二の規定に限る。）

二十八 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）

二十九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

二十九の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）

二十九の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）

三十 高齢者の医療の確保に関する法律

三十一 介護保険法

三十二 前各号に掲げる法律に基づく命令

三十三 行政不服審査法（前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）